



とうほくふるさと情報

H26年11月版①

～東京司法書士会でピックアップした東北関連の情報をお届けします～



どーなってるの？損害賠償！

東京電力(株)から支払を受ける賠償金の所得税法上の取扱い等について (国税庁サイト <http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/shotoku/>より)

東京電力(株)から、原子力発電所の事故により被害を受けられた個人の方が支払を受ける賠償金の所得税法上の取扱い等について、国税庁に対し事前照会があり、これに対して文書で回答しています。その概要は以下のとおりです。(以下、上記サイトから事業所得に係る部分を抜粋)

※なお、詳細については、国税庁又は税理士にご相談ください。

1. 心身の損害又は資産の損害に対する賠償金として非課税になるもの

以下の損害に対して支払を受ける賠償金

- 避難生活等による精神的損害 ○ 生命・身体的損害 ○ 検査費用(人) ○ 放射線被曝
- 避難・帰宅費用 ○ 一時立入費用 ○ 検査費用(物)のうち、家事用資産に係るもの
- 財物価値の喪失又は減少等(※1) ○ 住居確保に係る費用

支払を受ける賠償金のうち、心身に加えられた損害に対して支払を受ける慰謝料その他の損害賠償金や、不法行為その他突発的な事故により資産に加えられた損害に対して支払を受ける損害賠償金は非課税になります。

心身の損害に基因して勤務又は業務に従事することができなかつたことによる給与又は収益の補償として受けるものを含みます。

(中略)

(3) 就労不能損害のうち、給与等の減収分に対して支払を受ける賠償金

就労不能損害のうち、給与等の減収分(逸失利益)に対して支払を受ける賠償金は、雇用主以外の者から支払を受けるものであることから、一時所得の収入金額になります。

なお、転居費用及び通勤費増加額に対して支払を受ける賠償金は、勤務場所の変更や転職などにより支出した費用の実費弁済として支払を受けるものですので、課税の対象にはなりません。

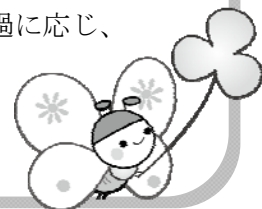
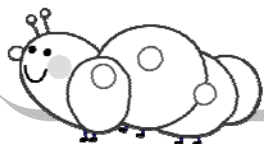
[一時所得の計算方法]

$$(\text{収入金額} - \text{収入を得るために支出した金額}) - \text{特別控除額 (50万円(注))} \times 1/2$$

(注) 特別控除額については、収入金額から収入を得るために支出した金額を控除した残額が50万円に満たない場合は、その残額になります。

※1 この賠償金は、賠償金の支払に関する東京電力(株)との合意等が成立した日の年分の一時所得の収入金額になります。また、年末調整により所得税が精算されるため確定申告が必要でなかった給与所得者の方であっても、確定申告と納税が必要になる場合があります。

※2 包括請求方式により一括で支払を受ける複数年分の就労不能損害に対する賠償金については、一定の事実が生じた場合には精算することが予定されているため、その対象期間中の時の経過に応じ、対象期間中の各年分の収入として一時所得の収入金額に算入します。





岩手

大槌町土地収用法適用へ

岩手県大槌町は4日、用地取得が難航する防災集団移転促進事業の町内2カ所の移転先住宅団地について、土地収用法を適用する方針を明らかにした。町によると、防災集団移転で要件が緩和された改正法を活用するのは岩手県内で初めて。

適用するのは安渡地区二渡神社団地（46戸）、赤浜地区県交通団地（25戸）の2カ所。相続人との調整や抵当権処理などで取得が遅れていた。

（河北新報 2014/11/5 より抜粋）



宮城

街づくり会社が計画 石巻中心部に複合ビル

同市中央2丁目に複合ビル「COMI CHI（コミチ）石巻」を建設し、運営する。「路地に様々な店がひしめき、にぎわっていた街を再生する」との願いを名称に込めた。一部3階建てで、延べ床面積約660平方メートルのビルは先月下旬に着工し、来年6月の完成予定。飲食店2店の入居が決まり、残る2店を募集している。

その後、賃貸住宅やシェアハウスの入居者も募る。問い合わせは同社「エムイボ」(0225-25-4953)。(河北新報 2014/11/8 より抜粋)

福島

郡山に県営復興住宅「第1号」完成 15日から39世帯入居

原発事故の避難者を対象に、県が郡山市日和田町と市富久山町八山田に建設を進めていた復興公営住宅「日和田団地1号棟」と「八山田団地1号棟」の計40戸が完成した。7日、現地で住民に対する鍵の引き渡し式を行い、県営では第1号となる新生活拠点の完成を祝った。15日以降、2棟に計39世帯が入居を開始する。

式典では佐藤雄平知事、品川萬里市長があいさつ。宮本皓一富岡町長は「町の復興、町民の生活再建に向けて大きな希望の光が見えた」と述べ、伊沢史朗双葉町長は「新たなコミュニティを築き、安心した生活を少しでも取り戻したい」と願いを込めた。

（福島民友トピックス 2014/11/8 より抜粋）

面談による相談（予約制）

●東京司法書士会総合相談センター（四谷・金曜午後5時～8時）

ご予約電話番号：03-3353-9205

予約受付時間：平日午前9時～12時、午後1時～5時

場所：東京都新宿区本塩町9-3（JR・東京メトロ 四ツ谷駅 徒歩約4分）

●三多摩総合相談センター（立川）

ご予約電話番号：042-548-3933

予約受付時間：平日午前10時～午後4時

場所：東京都立川市曙町2-34-13 オリンピック第3ビル 202-A

（JR 立川駅 北口 徒歩6分、多摩都市モノレール 立川北駅 徒歩5分）

電話による相談

電話番号：03-3353-2700

相談時間：平日 午前10時～午後3時45分 ※通話料はご相談者様の自己負担となります。